

令和5年4月1日から
遺産分割に関する新しいルールが導入されます

遺産分割はお早めに！

Q1 遺産分割に関する新たなルールとはどのようなものですか？

相続の開始（ご家族が亡くなったとき）から10年を経過した後にする遺産分割は、原則として、特別受益（例えば、生前贈与を受けたこと）や寄与分（例えば、療養看護等の貢献をしたこと）を考慮した**具体的相続分**ではなく、**法定相続分**又は**遺言**によって定められた**相続分（指定相続分）**によって画一的に行うこととされました。

ex.法定相続分



ex.具体的相続分



Q2 遺産分割に関して新たに期間制限のルールが設けられたのはなぜですか？

相続が発生してから遺産分割がされないまま長期間放置されると、**相続が繰り返されて多数の相続人による遺産共有状態となる結果、遺産の管理・処分が困難**になります。

また、遺産分割をする際には、法律で定められた相続分（法定相続分）等を基礎としつつ、特別受益や寄与分を考慮した**具体的な相続分**を算定するのが一般的です。しかし、長期間が経過するうちに**具体的相続分に関する証拠等がなくなっ**てしまい、**遺産分割が難しくなる**といった問題があります。

そこで、**遺産分割がされずに長期間放置されるケースの解消を促進**するため、遺産分割に関する期間制限が設けられました。

Q3 新しいルールは、令和5年4月1日までに開始した相続についても適用されますか？

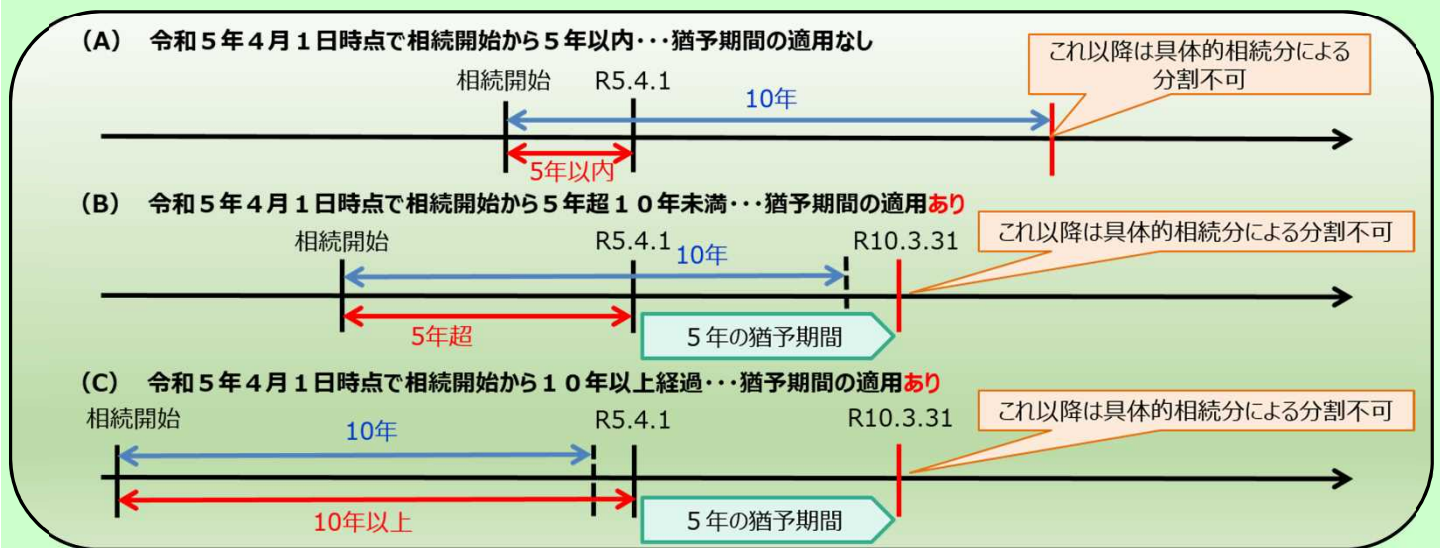
はい。新たなルールは、令和5年4月1日までに開始した相続についても、それが**何年前に開始したかにかかわらず適用**されますので、注意が必要です。

Q4 令和5年4月1日までに相続が開始した場合には、令和15年3月31日までの10年間は、具体的相続分による遺産分割が可能ですか？

いいえ。令和5年4月1日までに相続が開始した場合でも、具体的相続分による遺産分割をすることができるのは、基本的に、**相続の開始から10年間に限られます**。

ただし、**令和5年4月1日の時点で、既に相続開始から5年を超える期間が経過しているケース**については、**令和10年3月31日までの間は、具体的相続分による遺産分割をすることができるよう、猶予期間が設けられています**。下記の図は、この猶予期間について図示したものです。

このように、**令和5年4月1日までに相続が開始した場合には、具体的相続分による遺産分割が可能な期間が限られます**ので、お早めに遺産分割をされるよう、おすすめします。



Q5 具体的相続分による遺産分割を確実にするためには、どのようにすればよいですか？

相続の開始から10年を経過するまで（Q4の猶予期間の対象となる場合は、令和10年3月31日まで）に、**家庭裁判所に遺産分割の請求（調停や審判の申立て）**をすれば、具体的相続分による遺産分割をすることができます。

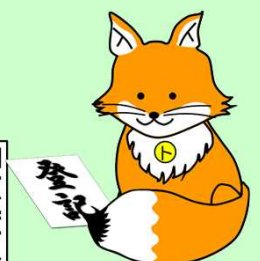
なお、10年経過後も、**相続人全員が合意**をすれば、具体的相続分による遺産分割をすることは可能です。

Q6 遺産分割をした後には、登記をする必要がありますか？

令和6年4月1日から、**相続登記等の申請が義務化**され、遺産分割により不動産の所有権を取得した方は、**遺産分割をした日から3年以内**に、遺産分割の内容に応じた所有権の移転の登記の申請をすることが義務付けられます。

令和6年4月1日より前に遺産分割をされた場合でも、**令和9年3月31日までに登記の申請をすることが義務付けられます**ので、お早めに登記をされることをおすすめします。

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



相続登記については
こちらのページを
ご覧ください。▶

